

平成30年9月3日

特許庁庁舎7階第一共用会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第12回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 座 長 挨 拶	1
3. 委 員 紹 介	1
4. 審査第一部長挨拶	2
5. 配布資料確認	3
6. 会議の公開について	5
7. 意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方	5
8. 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方	8
9. 今後の予定について	31
10. 閉 会	31

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第12回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠に有難う有難うございます。私は事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今年度最初の意匠審査基準ワーキンググループとなりますが、昨年度に引き続きまして、今年度も桜坂法律事務所の弁護士の古城春実委員に座長をお願いしております。

座 長 挨 拶

○下村意匠審査基準室長 年度最初の会合となりますので、古城座長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○古城座長 皆様、こんにちは。昨年度に引き続き、今年も意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。座長を務めさせていただきます古城です。よろしくお願いたします。

○下村意匠審査基準室長 どうも有難うございました。

以降の議事進行を古城座長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

委 員 紹 介

○古城座長 本日は今年度最初の会合ですので、事務局から委員の皆様の紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○下村意匠審査基準室長 委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科准教授、青木大也委員です。

○青木委員 大阪大学の青木でございます。よろしくお願いたします。

- 下村意匠審査基準室長 ヤマハ株式会社知的財産部管理渉外グループ主事、神田栄美子委員です。
- 神田委員 神田でございます。よろしくお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士、黒田薫委員です。
- 黒田委員 黒田と申します。よろしくお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産総合センター海外知財アドバイザー、小山雅夫委員です。
- 小山委員 小山でございます。よろしくお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 TMI 総合法律事務所弁理士、林美和委員です。
- 林委員 林でございます。よろしくお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 有限会社シーダブリュエス代表取締役、堀越敏晴委員です。
- 堀越委員 堀越でございます。よろしくお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 以上でございます。
- 古城座長 皆様、どうも有難うございました。

審査第一部長挨拶

- 古城座長 特許庁を代表して、澤井審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。
- 澤井審査第一部長 座長、有難うございます。

審査第一部長の澤井でございます。産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第12回意匠審査基準ワーキンググループの開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

座長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変御多用なところを御参集くださいます、まことにありがとうございます。

前回御議論いただきました底面図が不足する出願の取り扱いや部分意匠の特定方法については4月27日に基準を改定し、審査指針として活用させていただいております。また5月30日に不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布され、直ちに新規性喪失の例外を適用できる期間を6月から12月へと伸ばし、知財をより戦略的に活用しやすい環境といたしました。他の改正項目であります意匠の優先権書類のオンライン交換等についても来年末ごろの施行に向け準備を進めているところでございます。

さて、今日、製品やサービスのコモディティ化が進み、かつての我が国の強みでありました機能や品質だけでは差別化ができず、国際競争力が確保できない時代がまいりました。こうした中、ダイソンの扇風機やアップルのiPhoneを見たとき、デザインがイノベーション創出や企業のブランド確立に資するなど重要性が一層増していることに気づかされます。また物から事への価値観が移行しつつある現代社会において、意匠保護の対象が今のままではよいのか考えさせられます。

こうした思いから、昨年7月に産業競争力とデザインを考える研究会を立ち上げ、11回の活発な議論を経て、デザイン経営宣言という報告書を5月23日に取りまとめさせていただきました。その中で、デザイン経営の推進とともに意欲ある企業の取り組みを制度面から後押しするための意匠制度の見直しについても御提言をいただいたところでございます。

こうした提言やデザインの重要性の高まりを踏まえ、意匠制度小委員会における検討に加え、この意匠審査基準ワーキンググループにおきましても願書や図面の記載要件の緩和に向けた省令や審査基準等の見直しに向け、座長を初め委員の皆様にご意見を求めるところでございます。委員の皆様におかれましては、イノベーション創出や企業のブランディングにも資するデザインに対し、強く広く役に立つ意匠権の付与に向け、ぜひとも忌憚のない御議論をお願いしたいと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

○古城座長 どうも有難うございました。

配布資料確認

○古城座長 次に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。といっても、紙の資料は配られておりませんので、今年から新しくiPadになったようです。よろしく願いします。

○下村意匠審査基準室長 本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表はお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料はタブレットで御覧いただくことといたしました。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。カバーを開いていただきますと、画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけ

ますでしょうか。こちらの資料を指でタッチしていただきますと、資料が開きます。画面が立ち上がっていない場合は、タブレットを縦向きに持っていただいたときに右上に電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと、画面が立ち上がります。画面が立ち上がった後に、下にある丸いボタンを押していただきますと、PDFファイルが複数表示されます。こちらの資料を指でタッチしていただきますと、資料が開きます。ホーム画面が表示されている場合には、下のほうにございますFEと書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますと、PDFファイルが表示されます。こちらは左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータでございます。一つずつ御説明いたします。

議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1「会議の公開について（案）」、資料2「意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方」、資料3「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方（要約）」、資料4「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方」、資料5「今後の予定」、参考資料1「産業競争力とデザインを考える研究会報告書別紙 産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」、参考資料2「第6回意匠制度小委員会資料1」、参考資料3「意匠法施行規則一部抜粋資料」、参考資料4「意匠審査基準一部抜粋資料」となっております。以上、計11種類の資料のデータがございます。

資料を御覧いただくときには、例えば資料2「意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方」というアイコンを指でタッチしていただきますと、そのファイルが開きます。横の資料の場合はタブレットが縦向きですと資料が小さく表示されますが、横向きに変えていただきますと、少し大きく表示されます。

あとは画面上で右から左へ向けて指でめくるように動かしていただきますと、次のページに移っていただくことができますので、このような形で資料を御覧いただければと思います。また違う資料を御覧になりたい場合には、資料を一度タッチしていただくと、上と下にメニューバーが表示されます。左上に矢印がございます。矢印を押していただきますと、PDFファイルが複数表示されている画面に戻りますので、そちらで見たい資料を選んでいただければ中身を御確認いただけるかと思えます。

操作でお困りになりました場合は、手を挙げて合図をしていただければ、手を挙げております担当のものが対応いたしますので、よろしく願いいたします。

皆様、問題なく開いていただけますでしょうか。――よろしいでしょうか。

もう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけて御発言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○古城座長 有難うございました。

会議の公開について

○古城座長 続きまして、議事次第2の会議の公開についてでございます。議論に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の運営について事務局から説明を伺った上、皆様の御同意を得ておきたいと思っております。説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 資料1を御覧ください。左から3つ目のアイコンになるかと思っております。本会議は原則として公開させていただきます。配布資料、議事要旨又は議事録も原則として公開させていただきます。ただし、個別の事情に応じまして、会議又は資料を非公開にするかどうかの御判断は座長に御一任していただきたいと思っております。

○古城座長 有難うございます。

原則として公開ということで、例外については座長に一任ということですが、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古城座長 有難うございました。

意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方

○古城座長 次に進みたいと思っております。

○下村意匠審査基準室長 資料2を用いまして御説明をさせていただきます。先ほどのメニュー画面に移っていただきまして、左から4つ目、資料2を御覧いただけますでしょうか。――それでは、御説明をさせていただきます。

今回の基準ワーキンググループでは、本日と9月中にもう一回、10月に1回の計3回を予定しております。こちらの資料には、この3回で検討を行う事項の概要を記載させていただきます。

まず、今回の基準ワーキングの開催の背景でございます。

グローバル競争や、新技術による社会変革が進展してきております。そのため、我が国企業の産業競争力の強化のために、デザインが果たす役割は一層重要なものとなっております。そこで、経済産業省と特許庁は、昨年7月から本年5月まで「産業競争力とデザイン

を考える研究会」を開催いたしました。その報告書の別紙におきましては、「国際意匠登録制度や外国の意匠制度との調和を意識しつつ、図面要件の緩和について、部分意匠の取扱いも含めて検討を進めるべきではないか」との提言がなされております。

また、先月開催されました意匠制度小委員会におきましても、「図面の記載要件の緩和に向けて、意匠審査基準ワーキンググループにおいて省令等の見直しの検討を進めるべきではないか。」との議論がございました。

そこで、今後の我が国の意匠登録出願の実務運用の在り方につきまして、本ワーキンググループにおいてご検討いただきたいと思います。

では、2. の検討事項でございます。

現在、意匠制度小委員会におきまして、産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方の検討が行われております。

そこで、本ワーキンググループにおきましては、法改正以外の事項であって、かつ、早急な対応が必要な運用上の課題につきまして、ご検討いただきたいと思います。

まず一点目、(1) の創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方でございます。

こちらは、3回の基準ワーキングの検討事項において、最も大きな課題でございます。本日と、次回の2回に分けてご検討いただきたいと思います。詳細につきましては、次の資料で後ほどご説明させていただきますが、意匠の明確さを維持しつつ、近年の創作の実態に則した意匠の開示に関する要件について、部分意匠の取り扱いも含めて、省令改正も視野に入れた形でご検討をいただきたいと思います。

続きまして2点目、(2) の意匠審査基準に関するその他の見直し事項でございます。こちらは、この機会に併せてご検討いただきたいと思います、基準上の種々の要件の見直しでございます。

一点目は、①「意匠に係る物品」の欄の記載についてでございます。現行の意匠審査基準におきましては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例をお示ししています。例えば、こちらのページの脚注にございますように、形状や色彩に関する名称を付したり、材質名を記載したものは、拒絶理由の対象となっております。

一方、例えば、図面において赤色の花瓶を表しまして、意匠に係る物品の欄に「赤い花瓶」と記載した場合のように、意匠の特定に何ら問題が生じない場合もございます。そこで、こうした意匠審査基準上の規定の見直しをご検討いただきたいと思います。

二点目は、②一意匠の考え方の見直しと明確化でございます。

我が国の意匠法は、意匠登録出願は省令で定める物品の区分により、意匠ごとにしなければならないと規定しています。

この「意匠ごとに」との要件について、現行の意匠審査基準におきましては、具体的な判断基準が明記されていない状況でございます。こちらの要件の判断について、意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求めのお声もいただいております。

例えば、こちらの図は、容器付き冷菓でございます。審査においては、これを、容器と冷菓との二つの意匠であると判断いたしました。

しかしながら、裁判所では、これを一つの意匠であると判断しております。

そこで、こうした裁判例にも照らしまして、一意匠の範囲について、判断基準の見直しと、明確化のご検討をいただきたいと思います。

三点目は、組物の意匠制度についての運用の見直しでございます。

現行制度におきましては、組物の意匠として意匠登録を受けることができるものは、意匠法施行規則の別表に列挙された56の組物に限られています。この56の組物に、それぞれ構成物品として何を含めて良いか、意匠審査基準で一覧表を設けて規定をいたしております。

この「組物の構成物品表」は、組物の意匠の構成物品の適切性の判断において、審査運用の明確性に資するものとなっております。

一方、多様化する意匠創作の実態等に則しますと、こちらをユーザーの任意に任せるべきではないか、とのご指摘もございます。

そこで、組物の構成物品の適切性に関する判断基準の緩和について、ご検討をいただきたいと思います。

資料2につきましては、以上でございます。

○古城座長 有難うございました。

ただいま今年度の委員会で検討する検討事項についての全般的な説明をいただきました。その背景と、こういうことを検討しようということのようですが、おのおの細かい検討事項は次に説明していただくことにして、これまでのところで検討事項全般について何か御質問とか御意見ございましたら、お願いいたします。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 確認ですが、審査基準ワーキンググループに何回か出させていただいていますが、基本的に意匠法、あとは政令、省令があって、そのベースの上で審査の運用基準を見直すという形で関わらせていただきましたけれども、今回は、1 ページ目の省令等を見直すべきではないかとか、部分意匠に関する施行規則の見直しということになりますと、政省令見直しにも踏み込んだ審議ということによろしいのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘のとおりでございます。法律に関する事項は、小委の方で検討を行っておりますので、本基準ワーキンググループでは法律改正に関する事項については審議は行わない方向でございます。本ワーキンググループでは、省令以下の運用に関する事項について御検討いただきたいと思っております。

○小山委員 有難うございます。

○古城座長 他に何かございませんでしょうか。――よろしいですか。では、次に進ませていただきます。

創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方

○古城座長 議事次第4、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方ということで、お示しいただいた資料2の中では2 ページの上の方に(1)がございすけれども、そこについての説明を事務局からお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、先ほど御説明した資料の(1)に該当する事項につきまして御説明させていただきます。お手元のタブレットでは、メニューに戻っていただきまして、2 段目の一番左側、資料3をお開きいただけますでしょうか。こちらの資料3を用いまして、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方について御説明をさせていただきます。なお、資料4につきましては、資料3を、より詳細に記載させていただいたものとなっておりますので、本日のご説明は割愛させていただきます。

1 ページ目を御覧いただけますでしょうか。検討の背景でございます。我が国の現行制度におきましては、意匠登録出願の図面には物品全体の形態を開示する必要がございます。これは部分意匠の場合であっても同様でございます。こちらの例でございますように、意匠が立体的なものである場合は、原則正投影図法によって物品を6方向から見た図を記載していただく必要がございます。現行の開示要件は、作図の負担がある一方で、登録意匠の範囲の確実な特定に貢献しているものでございます。

おめくりいただきまして、2 ページ目を御覧ください。諸外国の状況でございます。諸外国におきましては、保護対象となる意匠の創作の内容を明確に開示することを求めておりますものの、我が国のように物品全体の形態を明らかにするところまでは求めていないのが一般的でございます。例えばこちらでございますように、ハーグ協定のジュネーブ改正協定におきましては、複製物は意匠の詳細の全てを明確に識別でき、かつ公表できる品質のものとする、としているにすぎず、一図でありましても許容されております。米国におきましても、意匠特許の出願には意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図を含まなければならないとするに止まっておりまして、図の数は出願人に任されております。欧州におきましても同様の状況でございます。

おめくりいただきまして、こちらは諸外国の登録例でございます。例えば左側の例は靴底の部分意匠でございますが、米国ではこの一図で十分に創作が特定できるものとして登録となっております。右側の例は車のフロント部分でございますけれども、車全体を表さなくてもこの範囲の開示で登録となっております。

次のページに参ります。こうした物品の部分の創作に関する出願は、我が国では増えてきておりまして、部分意匠制度の導入当初、10 数パーセントでしかなかった部分意匠の出願は、現在では40%を超え、出願の約半分近くとなってきております。

おめくりいただきまして、こちらは審査の状況でございます。左側の棒グラフを御覧ください。こちらはWIPOの国際事務局が最近公表したものでございます。ハーグ協定のジュネーブ改正協定における実体審査を行う官庁が発した拒絶理由の割合をあらわしたものでございます。こちらの棒グラフのうち赤い色のバーが日本でございます、日本で最も多いのは左端のinsufficient disclosureと記載がございます、意匠の開示不足との項目となっております。

続きまして、右側の2つの円グラフを御覧ください。このうち左側が国際出願ではない通常の出願における拒絶理由の内訳をあらわしたものでございます。赤色で表示をいたし

ました3条本文という、意匠が具体的ではないとの拒絶理由を含んだ条文によるものが約14%となっております。一方、右側の国際意匠登録出願におきましては、その割合が半分を超えるに至っております。このように国際意匠登録出願におきましては、新規性等の意匠の本質的な拒絶理由ではなく、手続的な要件に関する拒絶理由が約半分以上を占めているという状況となっております。

おめくりをいただきまして、こちらは先ほどの全出願人と、制度に不慣れなユーザーとの拒絶理由の内訳を比較したものとなっております。左側は先ほど御覧いただきました通常出願の全出願人への拒絶理由の内訳をあらわしたものでございます。右側はここ20年程の間に出願件数が10件以下の、制度に不慣れなユーザーの場合の内訳となっております。

比較をいたしますと、全出願人におきましては3条本文の割合が14%であるのに対して、制度に不慣れなユーザーは19%となっております。全拒絶理由に占める3条本文の割合が高くなっている状況でございます。このように諸外国のユーザーや、制度に不慣れなユーザーは、意匠の本質的ではないところの拒絶理由が、他のユーザーの皆様と比べて多くなっているという状況でございます。

1枚、おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。御説明させていただきましたように、我が国の現行制度においては、物品全体の形態が表されていませんと、他の国で問題なく登録されているような意匠の創作の内容が明確に特定できている場合でも、方式指令や拒絶理由の対象となってしまうという問題が生じております。ユーザーの皆様からは、手続の緩和を求める御要望の声もいただいているところです。

一方、意匠の開示要件は無制限に緩和してしましますと、意匠権の明確さが失われてしましまして、権利行使をされる際にも、それに応訴をされる際にも混乱が生じるおそれがございます。そこで意匠権の明確さは維持するように十二分に留意をいたしまして、創作の実態に則した意匠の開示要件はどのようにあるべきかについて御検討いただければと思います。

おめくりいただきまして、8ページ目、検討事項でございます。以上の状況を踏まえまして、意匠権の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した図面等の記載要件として、今後は、意匠の創作を特定する上で必要なものが記載されていれば、物品全体があらわされていなくとも意匠が具体的であるものとして取り扱うこととしてはいかがでしょうか。そこで、

この点を検討するための論点といたしまして、図面に関するものはスライド中左側の各論点、願書の記載に関するものは右の欄の2点ほどが考えられます。

まず図面に関する論点でございます。1点目は出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方、2点目は意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方、3点目は六面図等に意匠を構成する物品以外の物品をあらわした場合の考え方、4点目は中間省略を行う際の図示方法となっております。また願書の記載に関する論点については、1点目、中間省略を行った場合の省略部分の長さの記載、2点目、部分意匠の欄の不足でございます。これらについて一つずつ御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりをいただきまして、9ページを御覧ください。まず図面に関する論点の1点目でございます。出願人が創作の範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方でございます。左側の額縁の例を御覧ください。こちらの事例では背面が開示されておられません。額縁は壁にかけてしまいますと背面が隠れてしまいますので、出願人は創作を行わなかった背面については権利化を望んでいなかったと考えられます。現行制度では、こうした場合も背面図が不足するとして方式指令の対象となっております。また国際意匠登録出願の場合は国際事務局で方式審査が終了した形で我が国に入っておりますけれども、このようなケースでは我が国の実体審査におきまして、一律背面側が不明なため意匠が具体的ではないとの拒絶理由を通知することとなってしまいます。

しかしながら、背面以外の開示されている面が意匠の創作の内容であると考えますと、左側の範囲の開示で十分にその創作の内容を特定することができると考えられます。意匠登録を受けようとする部分の形態は一つに特定することができますし、その部分の用途と機能、物品全体の形態における位置、大きさ、範囲も明確となっております。さらに意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分との境界が不明確となるおそれもございません。そこで、今後はこうした意匠の創作の内容が明確に特定できるケースにおきましては、審査上、右側の現行の部分意匠と実質的に同様の扱いとしてはいかがでしょうか。

おめくりをいただきまして、10ページを御覧ください。こちらも同様のケースでございます。左側の小物入れのケースでは、小物入れの外観の形態のみが開示をされております。このケースでは小物入れの外観形態を創作したため、その部分の権利化を望んでおりまして、蓋をあけた際の容器の内部は権利化を望んでいなかったと考えられます。

しかしながら、我が国の現行の実務におきましては、分離できる物品について組み合わせたままでは十分に意匠を表現できないときには、組み合わせた状態に加えて、それぞれの構成部分の図面を求めております。このケースでは先ほどのケースと同様に左側の範囲の開示で十分に創作の内容を特定することができる状況でございます。そこで、今後は、審査上、右側の容器の内部を破線であらわしました現行の部分意匠と実質的に同様の扱いとしてはいかがでしょうか。

次のページを御覧ください。こちらの各ケースでございますように、意匠の開示が不足することによりまして創作の内容が十分に特定できないケースは、今後も拒絶理由の対象とすべきであると考えられます。例えば左側の花瓶の例では、上の3方向からの図しか開示されておきませんので、真ん中から下の部分の形態が一つに特定できないとの問題がございます。また右側のマグカップの例では、取っ手の部分が僅かしか見えておきませんので、この部分の具体的な形が特定できないという問題がございます。さらに右下のブレーキペダルの例では、つけ根の部分が途中でちぎれたようにあらわされておきますので、意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の境界が不明確となっております。こうしたケースについては、今後も拒絶理由の対象とせざるを得ないと考えられます。意匠権の権利の内容が不明確でございますと、混乱が生じてしまうこととなります。

そこで、今回の改訂によりまして、物品の一部の開示が不足していても例外的に意匠が具体的なものとして扱うことができるケースは、まず意匠登録を受けようとする部分の形態が一に特定できること、意匠登録を受けようとする部分の用途と機能、位置・大きさ・範囲が特定できること、さらに意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界が明確であること、こうした部分意匠としての明確性を十分に満たしたもののみを登録すべきと考えられます。

おめくりいただきまして、次の論点でございます。図面上、物品の一部のみが開示されている場合の考え方でございます。左側の例のように、乗用自動車のフロント部分について意匠登録を受けようとする場合、現行の実務運用におきましては乗用自動車の全体を破線によってあらわす必要がございます。しかしながら、この例では自動車の後ろの部分まで全てを書きいただかなくても、物品の性質上、物品全体の形態におけるフロント部分の位置・大きさ・範囲は十分に特定することができておきます。意匠法第24条におきましては、登録意匠の範囲は図面のみならず、願書の記載及び願書に添付した図面等によりあらわされた意匠に基づいて定めなければならないと規定しておきます。よって、願書

の意匠に係る物品の欄に乗用自動車と記載されていれば、フロント部分については乗用自動車のフロント部分の部分意匠であることが明らかでございます。

右側のゴルフクラブの例についても同様です。この例ではクラブヘッドの打球面における中央のメッシュ状の模様部分について意匠登録を受けようとするものでございます。ゴルフクラブの長さは人間工学的に概ね特定されるものでございますので、グリップの先端まで破線で書いていただかなくても、この範囲で十分意匠の特定ができると考えられます。

おめくりいただきまして、13 ページの事例でございます。こちらは開示された部分のみでは意匠の創作の内容が不明確であると判断せざるを得ないと考えられます。こちらはペットボトルのような飲料用容器の一部をあらわした例でございますけれども、この記載のみでは、この部分が容器のどの部分にあらわされるのか不明でございますし、表面の具体的な凹凸の対応についても特定することができません。このようなケースにおきましては意匠が具体的でないものとして、今後も拒絶理由の対象としていくこととしてはいかがでしょうか。

おめくりいただきまして、14 ページ、次の論点でございます。参考図以外の図面中に意匠を構成する物品以外の物品をあらわした場合でございます。こちらの写真の例でございますように、意匠登録を受けようとする物品を写真にあらわす際に、撮影の都合上、マネキンに着用させて撮影することもあるかと思えます。現行の運用におきましては、こうした意匠を構成する物品以外の物品を必要図中にあらわすことが認められておりませんので、このままでは方式指令や拒絶理由の対象となってしまいます。

しかしながら、右側に考えられる対応の方向性を記載いたしましたけれども、こちらの案2に記載させていただきましたように、意匠の説明の欄におきまして、例えばマネキンという画面は意匠登録を受けようとする部分ではないと記載するなどしていただければ、意匠の明確性に何ら支障が生じないと考えられます。よって、今後は意匠の明確性に支障がない場合には、こちらの案2にございますように、マネキン等が映り込んでいる場合も意匠が具体的なものと取り扱ってはいかがでしょうか。

続きまして、15 ページを御覧ください。こちらは中間省略を行った場合の図示の方法でございます。現行の運用におきましては、意匠の一部や全体が長いものである場合、図面に描き切ることができませんので、中間省略をしていただくことが認められております。その際の切断箇所は施行規則上、2本の平行な一点鎖線によって切断するようにあらわすとされております。一方、右側の諸外国の例にございますように、切断箇所の図示方法に

はさまざまなものがございます。こういった図法によるものがハーグルートの出願で多数我が国にも入ってきております。このような他の表現方法でありましても、省略箇所が特定できるのであれば、方式審査や実体審査上、意匠の明確性において問題のないものと扱ってはいかががでしょうか。

おめくりをいただきまして、16 ページを御覧ください。こちらは先ほど見ていただきました中間省略を行った場合の願書の記載についてでございます。現行の運用におきましては、願書の意匠の説明の欄に中間省略箇所の図面上の寸法を記載することとなっております。一方、こうした説明が記載されていない場合でありましても、図面上開示された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分と考えまして、中間省略がなされて特段の言及がない箇所については意匠登録を受けようとする部分以外の部分であると判断することによりまして、意匠が具体的なものと判断できる場合もございます。そうした場合は、方式審査や実体審査上も問題のないものとして取り扱ってはいかががでしょうか。

おめくりをいただきまして、17 ページの例でございます。こちらは中間省略を行っておりますけれども、省略を行っている箇所が形状の変化のさなかでございます。また意匠の説明もございませんので、創作された意匠の骨格となるプロポーションが不明となっております。こちらは意匠に係る物品が護岸ブロックでございますけれども、護岸ブロックは扁平なものもありますし、棒状に長いものとなっているものもございますので、そうした全体の形態が不明となっております。ですので、開示された部分が意匠登録を受けようとする部分ととらえた場合に、この部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が特定できないとの問題がございます。このようなケースについては意匠の創作の内容が特定できませんので、今後も拒絶理由の対象とすることとしてはいかががでしょうか。

続きまして、18 ページ、部分意匠の欄の不足の問題でございます。現行制度におきましては、部分意匠として意匠登録を受けようとする場合には願書に部分意匠の欄を設けることとされております。しかしながら、部分意匠の場合に、こうした特別な欄を設けさせる規定を持つ国はまれでございます。国際出願の場合におきましても願書に部分意匠の欄はございませんし、記載を行って御出願いただきますと、国際事務局で削除されることとなっております。そこで、我が国を指定した国際意匠登録出願の場合は、部分意匠の欄の記載は要しないこととされております。

一方、現状では国内ルートの出願の場合のみ部分意匠の欄を必須の記載要件としておりまして、国際出願と通常出願との間でダブルスタンダードの状況が発生しており、改善を

望む声もいただいております。そこで今後は、こちらの案2にございますように、国内ルートの出願でございまして、部分意匠の欄の記載を一律不要としてはいかがでしょうか。

おめくりをいただきまして、最後のページ、先願の規定についてでございます。現行の意匠審査基準におきましては、先願の規定の適用は、全体意匠の出願同士または部分意匠の出願同士のように、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ出願同士の場合のみ判断すると規定しております。しかしながら、物品の部分の創作について意匠登録を受けようとする出願が一層増加してきておりまして、物品のほとんどの部分を意匠登録を受けようとする部分とするような出願も見受けられるようになってきており、こちらの例にございますように、全体意匠と部分意匠との間でも両者が実質的に類似するケースが生じることも想定されます。今回の運用変更によりまして、部分意匠であっても願書に部分意匠の欄を記載することなく出願することを検討しておりますので、これらに照らして部分意匠の欄を不要とすることとなりましたら、運用変更後の出願については全体意匠と部分意匠との間でも先願の規定の適用について判断を行うこととしてはいかがでしょうか。

意匠の適切な開示要件の在り方に関する検討資料の御説明は以上となります。

○古城座長 有難うございました。

委員の皆様方から御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

堀越委員から、どうぞ。

○堀越委員 中間省略という図法の部分で、今は一点鎖線で2カ所入れることになっていきますけど、さまざまな図面で、例えばパイプの場合とか材質違いで中間省略の図法は少し違うのですが、今後はどのような省略の仕方でもいいということになりますか。

○下村意匠審査基準室長 切断箇所が明確に分かるような場合は、表現方法が一点鎖線ではなくても許容できるのではないかと思います。例えば直線で切断するように切っていたり、波線等でありまして、切断箇所が明確であれば問題ございません。ただ、線の種類が分かりにくいばかりに、その線も含めて意匠の構成要素と誤解が生じるようなケースや、切断箇所が不明確となる場合は、拒絶理由の対象となってしまうケースもあるかと思えます。

○堀越委員 分かりました。

○古城座長 黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 御説明によりまして、今後、部分意匠の欄の記載は行わないということでしたけれども、従前は全体意匠と部分意匠は書き分けていましたので、これは部分意匠だな、

こちらは全体意匠だなどと思いながら審査をされたと思います。今後は、部分意匠、全体意匠とは願書の記載からはわかりませんが、頭の中で切り分けた上で審査をされる御予定でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃいますように、部分意匠の欄がなくなりますので、部分意匠と全体意匠との垣根は希薄な形になると思われます。ただ、現行法の下での部分意匠の性質が変わったり、考え方がなくなるわけではございませんで、その記載要件が緩和されるということでございます。

部分意匠の意匠登録を受けようとする部分が物品全体の 99%を占めるといった形で全体意匠に近づいてまいりますと、全体意匠と部分意匠の権利の内容にはほとんど違いが無い状況になって参ります。現行の運用で違いがある点は、最後のページで見ていただきましたように、先願の規定につきましては、全体意匠と部分意匠との間では判断を行わないという点です。今回、この点を改定いたしますので、物品全体について意匠登録を受けようとする場合は全体意匠、それより意匠登録を受けようとする部分が 1%でも減ってきますと、部分意匠ということではなくなってくるものと思います。

○黒田委員 今までも、車の下の部分とか、図面を六面で出さなくてもいいようなパターンはあったと思うんですね。今までああいうものは全体意匠として考えておられたのではないかと思いますけど、今後、部分意匠と考えると審査をされるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 全体意匠と部分意匠という区別をあえて意識すればそのようになります。これまでも全体意匠であるものの、開示がなされていなかった底面は、創作もなされていなかった部位であり、車であれ、重量物であれ、開示がなされていたところが権利化を望んでいた部分であると考えますと、そうしたものは、部分意匠と同じようなご出願の内容であったと考えられます。

今後は、権利化したいところを開示し、開示がなされなかったところは、意匠登録を受けようとする部分以外の部分と考えますので、底面の開示がないものについては、あえて全体意匠と部分意匠とを分けて考えるのであれば、部分意匠のカテゴリーに属するものとなります。

○黒田委員 分かりました。有難うございます。

もう一点、今までは出願人が部分意匠と言わない限り部分意匠として扱わなかったと思いますけれども、今後は、図面が足りなかったとしても、明確である限り、部分意匠として救ってあげようということになるかと思えます。その場合に、権利行使の場面では部分

意匠と判断されて、そこだけが意匠になりますので、権利範囲は広がるといいますか、権利者に有利に判断されることになると思います。そこのバランスで、部分意匠としたことによって、逆に審査は厳しくなると考えていいのですか。そうすると、バランスがようやく保たれるかなという気がいたしました。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃいますように、開示がなされた部分が意匠登録を受けようとする部分、その他の部分は意匠登録を受けようとする部分以外の部分といたしますと、その他の部分は意匠登録を受けようとする部分ではございませんので、従来の部分意匠の場合と同様に、意匠登録を受けようとする部分が共通するものは引用意匠となり得ることとなってまいりますので、そこは厳しく審査がされるかと思えます。

これまでと審査の中身が大きく変わるかといいますと、現状では全体意匠であるにも関わらず、図の省略が認められているのは、創作的な特徴があらわれることの無い底面のみに限られておりますし、今回の改定では部分意匠の記載要件が緩和されるにすぎず、部分意匠の性質や権利内容が変わるということではございませんので、他の意匠との対比等に関する審査の内容が大きく変わることはないと思っております。

○黒田委員 有難うございます。

○古城座長 ほかに御質問などございませんか。

青木先生、お願いいたします。

○青木委員 昨年の審査基準ワーキンググループで図面の省略を検討してきたと思うんですけども、先ほども黒田委員のお話にあったと思いますが、今後、図面の省略という概念は基本的にはなくなって、部分意匠という制度に解消されていくという理解でよろしいのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい、開示がなされていない面は権利化を望まない、意匠登録を受けようとする部分以外の部分と考えることになろうかと思えます。

ただ、一点別途考慮すべきは、組物の意匠の場合でございます。部分意匠は組物の場合を除くとされておりますので、今まで底面図の省略が認められていたものについて、運用改定後に底面図の記載の省略をしますと、構成物品に含めることができなくなってしまうということが起きますと、ユーザーの皆様にとっては大変不都合が生じるかと思えます。現行運用で、底面がなくても全体意匠として十分な開示がなされていると判断されてきたものについては、組物の構成物品の適否の判断におきましては、今までどおり水準の開示

がなされていれば、構成物品の開示が十分なされているものとして扱ってはどうかと考えております。

○青木委員 先ほど権利範囲の話も出ていたかと思えますけれども、部分意匠ですと、そこが共通していれば全部侵害になる。一方、全体意匠であれば、その他の箇所が違うと言いつつれば被告側は耐えられるかもしれないということは余地としてはあったかもしれないんですが、今後は部分意匠になるということで、きちんと部分意匠としての審査をされた上で登録されるということであれば、デフォルトルールが部分意匠になったという記述上の問題で済むのかなという印象も受けたところです。

また、最後に出てきました先後願の件です。ここに関しては従前、一切してこなかったところをするようにするというお話だったかと思えます。その場合、例えば先願が全体意匠で、後願が部分意匠だった場合には3条の2と9条とをどう使い分けるのかなというお話であったか、あるいは全体意匠と部分意匠の間で関連意匠にできるのかなとか、そういう問題も派生的に出てくるのかなと思えます。このあたりはいかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 開示がなされていない箇所があることによって部分意匠と認定されるものが出てきた場合、そうした部分意匠も通常の部分意匠と扱いは変わらないと考えております。例えば全体意匠が先にありまして、物品の一部が開示されていない部分意匠が後から出願されたときには、3条の2の適用はこれまでの部分意匠の場合と同様に判断することとなります。

それから、先願の9条の規定の判断を全体意匠と部分意匠との間でも行うこととなりますと、全体意匠と物品の一部が開示されていない部分意匠との間におきましても先後願の判断をいたしますし、また9条の例外規定でございます10条の関連意匠とすることもできると考えております。

○青木委員 続けて、最後に恐縮ですけれども、資料の最後に出ている例ですと、全体意匠と部分意匠がほぼ同じような100対99ぐらいの感じの類似のところだと思うんですが、いわゆる侵害の場面での部分意匠の類似範囲で、それこそ先ほどの自動車のボンネットの一部分だけでも共通して侵害になるような、それを類似と呼んで攻撃していると思うんですけれども、今回の場合は100対99みたいな、これが正面図だけになったり、正面図の左半分だけになったり、だんだん割合が下がっていったときに、どのぐらいまで基準の類似としてお考えになるのかなというあたりがちょっと気になったんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 侵害訴訟におきましては、車の一部のフロント部分に関する部分意匠の場合、侵害品と対比されておりますのは、車全体ではございませんで、意匠登録された部分意匠に相当する部分であるかと思えます。

審査における先後願の判断におきましては、先願の権利化を望む部分と後願の権利化を望む部分とを対比することとなります。ですので、先願が全体意匠なら物品全体のうち権利化しようとしている箇所はその100%にあたるものであるのに対し、後願が物品全体の30%ほどを意匠登録を受けようとする部分としている場合では、その権利化を望む箇所同士の比較をいたしますので、非類似となってくる可能性は大きくなるかと思えます。

○青木委員 もしかすると、100%のほうに関しては特徴する部分は共通していて、それ以外の部分は大したことないと、ありふれているという場合ですと、部分意匠が先願の場合、権利範囲としてはかなり近いものが2個、登録されてしまうような印象も受けるころではあるんですが、それはまた後日の問題として、ひとまず今回は全体意匠と部分意匠の間でも先後願の判断はされるということで、今までバサッと切っていたのを今後はできるようにするというので進めていращやるという。

○下村意匠審査基準室長 先生がおっしゃいますように、非請求部分になっているところが全く特徴があらわれ得ないような部位でしたり、請求部分になっているところに強い注目が行くような特徴がございますと、若干の請求範囲の違いというのがございまして、そこはあえて類似と判断する場合があるかと思えます。一方、先願の規定は、対比する両意匠が同一または類似の意匠である場合に限られておりまして、ここが例えば抵触ですとか、利用関係も含めた規定になっていきますと、かなり広い範囲に先願の規定を適用することになるかと思えますが、現状では、請求範囲の若干の違いがある場合も含めて、意匠登録を受けようとする意匠対意匠を比較したときに、そこが同一又は類似と判断され得る範囲が上限になってくるかと思えます。

○青木委員 分かりました。

○古城座長 御意見、ほかにございせんか。

林委員、どうぞ。

○林委員 審査基準の全体的な認識の緩和という方向で御検討いただきまして、ユーザーにとってはとてもいい傾向だと思います。有難うございます。

特にハーグルートでは、御指摘いただいたように、かなり軽微な方式指令も出ておりましたので、この点、ちょっと寂しく思う同業者がいるかもしれませんが、個人的には緩和方向を全体として歓迎しております。

いくつかご質問等あるのですが、よろしいでしょうか。

まず、9ページの出願人が創作範囲外と考える部分の開示がなされていない場合の対応についてです。黒田委員と青木委員からの御質問で大分回答は得られているのですが、開示がされていないのであれば部分意匠としてとらえて開示はあえて求めないということですが、これまでも図面の追加提出しなければいけない場面が多かったものですから、そのような対応をしていただければいいなと思っただけですけれども、いざこのような方向で御検討いただきますと、権利範囲に疑義が生じるのではないかという懸念も若干生まれてきました。

ですので、次回以降、具体的にどのような形の審査基準にされるかということを検討いただくかと思いますが、権利行使の場面で権利範囲に疑義が生じないような手当は当然いただけると思うのですが、この点、若干懸念していますということをお伝えしたいと思います。

また、右と左の側面図とか、底面、平面が対称な場合はその旨記載した上で省略ができるかと思いますが、外国から入ってきたものにはそういった記載がないので、補正指令が出たりすると思うのですが、今回の改正でそういったものはどのような扱いになるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 2点目、お聞きくださったところから御回答させていただきます。外国から入ってくるもので省略記載がないものについては、今後は図の数は不問といたしまして、開示していただいた部分が意匠登録を受けようとする部分であるとして認定していくと考えております。

それから、もう一点、大変貴重な御指摘をいただきましたけれども、権利範囲に疑義が生じないようにとの点でございますが、こちらは審査基準案を作成する際に、よくよく留意させていただきたいと思っています。

現在のところ基本として考えておりますのは、必要図の中に記載していただいたものがユーザーの皆様が権利化されたい部分と捉えまして、その中に少しでもディスクレームしな部分と申しますか、我が国でいい場所の、意匠登録を受けようとする部分以外の部分が入っている場合には、必ず図面上の描き分けをしていただいで、図面を見れば、

そこに権利を取った部分とそうでない部分がはっきりしていて、混在していないというところはしっかりと押さえていきたいと思っております。

○林委員 有難うございます。3つ目ですが、14ページでお示しいただいています六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合ということで、トルソーに着せたドレスの例を挙げていただいているのですが、例えば私どもで実際に扱った案件、例えばネックレスですとか定型性のないものであったときに、それを支える透明な台のようなものを一緒に映して出願してもオーケーになるということですね。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃるとおり、それが映っておりましても、例えば意匠の説明の欄に「台は意匠登録を受けようとするものではない」と書いていただければ、図面はそのまま御提出いただければと思います。

○林委員 ただ、海外でそのような記載がないまま日本に入ってきてしまうと、やはり指令出てしまいますよね。

○下村意匠審査基準室長 ハーグ協定に関しては、図面及び／又は説明によってディスクレーム部分があるのであれば明示していただいておりますので、ハーグを射程に考えていただくときには同じようなルールで対応できるケースも多いかと思っております。ただ、各国に入りましたときに各官庁がどのように判断するかに関しましては、厳しい官庁もあるかと思っておりますので、オフィスアクションにつながってしまうことも想定されるかと思っております。

○林委員 また、細かい点ですが、こちらの例のドレスは腰ベルト的なものがついていますが、表側の形状については、ベルトなのか、リボンタイプなのか、幾つか想定されるかと思っております。特にリボンの場合は結び方によって見え方というか衣装の形自体が変わってくると思うんです。その点はどのように判断されるのですか。

○下村意匠審査基準室長 表側が見えませんが、向こう側がどのようになっているのか不明ですが、この一図しかない場合は、見えていない向こう側は非請求部分と考えますので、ベルトであれ、リボンであれ、全てその違いが表れる部位は意匠登録を受けようとする部分以外の部分と認定することとなります。その場合は、引用意匠については、ベルトの場合も、リボンの場合も、どちらも引例になる可能性があるかと思っております。

○林委員 最後に中間省略についてです。現行の日本の意匠の審査基準ですと、長いものを示すときにのみ中間省略が認められることになっているかと思っておりますが、外国から入ってくるものに関しては長さを特定したくないから中間省略している場合も多いかと思っております。

今後は、長い場合にのみ中間省略線が使えるという部分が審査基準から外されるということになるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 日本の部分意匠制度はアメリカなどのディスクレーム制度とは性質が異なっていて、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を全く除外して意匠の認定や登録要件の判断をしているのではなく、部分意匠であっても意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置・大きさ・範囲の情報を必ず伴ったものとなっております。ですので、日本の部分意匠制度では、全体の長さがディスクレームされ、全く考慮されないものとなるというところまでは言い切れないのが実情です。

ですので、中間を省略したところが意匠登録を受けようとする部分以外の部分と判断した場合でも、意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲の問題があるかと思えますので、我が国の場合、省略箇所の記載がなくても省略が認められますものは、記載がなくても全体のプロポーシオンがおのずと分かるようなものや、長さ違いのバリエーションが多くあるもので、当該長さの違いが新規な特徴となり得ない物品の範疇となるかと思えます。

例えば 15 ページの例の右側のものですと、長尺ものである型材のようなものですと、長さを明記していただかなくても、そもそも長さを特定しない物品であるので意匠の認定上不都合が生じない場合も考えられますし、一方で、先ほどの護岸ブロックのようなもので、途中を切ってしまいますと全体のプロポーシオンが分からなくなるということもございます。

○林委員 細かいことばかり質問して、済みませんでした。以上です。有難うございました。

○古城座長 ほかに何かございませんか。

堀越委員。

○堀越委員 額縁の例が出ているのですが、額縁はフレームの周りの部分に幅があったり幅が細かったりで、随分印象が変わるものですね。そのときに、部分意匠で中側だけを出している場合と、全体意匠で丸の中に角が欠けた四角い窓があいているみたいなものを出した場合はどうなりますか。先願のほうが強いということになるわけですか。

○下村意匠審査基準室長 先生がおっしゃった後者の例ですと、丸の中にこちらの事例の角が切れた四角い窓があるケースですね。前者のほうをもう一度おっしゃっていただけますか。

○堀越委員 この中の角が欠けた形、これが部分意匠として出された場合。

○下村意匠審査基準室長 中側だけの部分意匠のほうが先に出願されているケースですか。その場合、右側のものは丸い額縁の全体も含んでいるということですね。そうしますと、現行の規定ですと、両方登録になるかと思えます。ただ、後ろの丸い額縁は前の権利を含んだ形で登録されてますので、26条の権利の調整規定によって、後ろの意匠権の権利者は前の部分意匠の意匠権者の許諾がなければ意匠の実施ができないということになるかと思えます。

○堀越委員 もう一点は、先ほどのドレスの件です。この出願はこの写真だけなんですか。

○下村意匠審査基準室長 そうです、一図だけの出願でございました。

○堀越委員 そうした場合に、ドレスの全体の形ではなくて、ひだのあり方といいますか、ひだのつき方みたいなものが登録になるのですか。

○下村意匠審査基準室長 もしも日本で出願されてきた場合は、今見えている面の肩から裾のところまでの後ろ身頃と後ろのスカート部分ですね、その部分についての部分意匠と判断されると思えます。

○堀越委員 先ほど林委員が質問されたように、アクセサリーとか小物の生活用品の場合、支持器か何かでひっかけて撮影するというのはあるわけですね。そうしたときに、例えば斜めになるところがこれの味なんだという話になったときには、そういう意匠だということになりますか。

○下村意匠審査基準室長 日本には動的意匠という考え方がありますので、それを首にかけたときに、そういった形で傾斜するとかいうところに特徴があるのであれば、そこも意匠の構成要素となってくるかと思えます。

○堀越委員 分かりました。

○古城座長 ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

座長が意見を言ってもよろしいのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 よろしくお願いたします。

○古城座長 お話を伺っていますと、基準を改訂しようという動機がハーグルートで国際出願として入ってくるものについて、日本は変なところで、拒絶理由としているところを改善しようということのようですけれども、例に引いていっちゃうヨーロッパとかほかの国は意匠というものの考え方自体が日本と違っておまして、物品性を要件としていない形ですが、物品性を要求している我が国の意匠法においても、図面がなくても創作した

ところに権利を与えればいいじゃないかという考え方は、結構大胆な改訂じゃないかなと思っております。そうすると、先ほど黒田委員からも御質問ありましたように、例えば権利範囲の考え方とか、そういうところについていろいろと影響が及んでくるんだと思うんですね。

出願を担当される方、出願をされる企業は、出願人という立場からすると大歓迎だと思うんですけども、別の観点から見ると、お話をお聞きしていた限りでも、権利範囲は広がる方向らしい。そういったことに対して、どういう問題が起こるのかというのは、あらかじめシミュレーションをちゃんとやらないと、少なくとも裁判所の考え方には混乱を生じるのではないかという印象を私は持っております。この方向に反対するわけでは全くないんですけども、そこら辺はすごく留意が必要なところなのかというふうに、感想ですけども、一言言わせていただきたいと思います。

それから、すごく細かい点ですけども、スライドの 10 枚目ですか。開示された範囲で意匠の創作が特定できれば意匠が具体的と判断するということですが、開示された範囲で意匠の創作が特定できるという、この意匠は何を指しているんですか。部分意匠ですか。
○下村意匠審査基準室長 そうです。

○古城座長 次の 11 枚目に形態が特定できない場合は意匠の創作が特定されていないと判断するとあるんですけども、ここで形態が特定できないというのは、どこを見ておっしゃっているのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 11 ページの例では、例えば上の 3 つの図が必要図面として図面の中に開示されていたと仮定しますと、意匠登録を受けようとして開示がなされているのにその箇所の具体的な形態が分からないというケースを想定しております。権利化を望むべく必要図面の中に書いてきたのに、そこの形がまだ特定できていない状況ということでございます。

○古城座長 そうしますと、この絵の例でいうと、これを見て線で書いてあるところだけの部分意匠だなと理解した上で、権利化を要求している部分の形態が具体的に特定できないという意味ですか。

○下村意匠審査基準室長 そうです。

○古城座長 分かりました。有難うございます。

○下村意匠審査基準室長 古城座長から貴重な御指摘を賜りまして有難うございます。座長は裁判官も経験されていまして、訴訟のときにくれぐれも混乱がないようにという御指摘かと思います。

先ほど私のほうで、物品の全体ではなく部分のみを開示したものについては当該部分の部分意匠と捉えることになりますので、意匠登録を受けようとする部分以外のその他の部分は、権利行使のときに被疑意匠と対比される部分とはならず、当該その他の部分に形態上の違いがあったとしても、当該違いは直接的には両意匠の対比において考慮されないとご説明をさせていただきました。もしかすると、これまでの部分意匠とは異なる、現在の部分意匠以上に権利の効力が及ぶような印象を持たれた方もいらっしゃるかもしれません。

今回の改訂は、法律改正を行って従来の部分意匠制度と異なる制度を創出するといったことではございませんで、あくまで図面等の記載要件を緩和する、ということにすぎませんので、従来の部分意匠の性質が変わって、今までよりも強い権利となるようなことは想定しておりません。基準の記載についてもその点は誤解の無いよう十分に留意させていただきたいと思っております。

今回は、部分意匠の性質自体は全く変わらないんですけれども、緩和の検討を行っておりますところは、意匠の開示が一部足りないところがありまして、部分意匠として見たときに、部分意匠の明確性に関する原則的な要件であるところの、例えば当該部分の形態が特定できているかとか、当該部分とその他の部分との境界が明確であるかとか、また、当該部分の位置・大きさ・範囲が特定できているか等との要件が全部満たされるのであれば、部分意匠として十分具体的な意匠が開示されているものと判断し、方式指令や拒絶理由の対象とすることなく取り扱うという、記載要件の緩和のみを主眼として考えております。

ですので、今後基準案をご検討いただくこととなって参りますけれども、部分意匠の性質や物品性要件までが変わってしまったんだという誤解が生じることのないように、基準案の記載ぶりには十分に留意して参りたいと思っております。部分意匠として権利化されたものの権利の内容ですとか、新規性や創作非容易性等の登録要件の判断はこれまでどおり変わりなく、従来開示不足という形で拒絶理由をかけていたもののうち、意匠が具体的と判断できるものについては、一部そのまま登録できるものを増やしたい、そういった趣旨でございますので、その点に誤解が生じることのないようにして参りたいと思っております。

○古城座長 有難うございます。

最後は質問ですけど、部分しか図面がない場合には部分意匠として考えて登録するというのですが、端から見て、第三者側から見て、これは部分意匠だなというのはどういうふうに判断できるんですか。それは公報か何かに載るんですか。

○下村意匠審査基準室長 図面中、参考図以外の必要図、言い方を変えますと六面図という言い方もあるかと思いますが、その中に開示されているものが物品の外観全てではない場合は、結果、部分意匠に該当するかと思いますし、物品全部の外観が開示されている場合は、すなわち全体意匠となるかと思います。

○古城座長 例えば自動車の例ですけれども、意匠に係る物品は自動車ですね。

○下村意匠審査基準室長 アメリカの例ですと、請求部分だけを発明のタイトルに「○○の○○部分」と書いてもいいというルールですので、本日も説明した資料には「フロントエンド」としたのもあったかと思うんですが、日本では、意匠法上の物品ごとに出願していただくというのは現行の部分意匠と同様に大原則でございますので、乗用自動車の一部に関する部分意匠でありましても、意匠に係る物品の欄には、乗用自動車と記載していただくこととなります。

その場合、必要図の中に書いていただいたものが権利化を求めるものですが、乗用自動車の例ですと、権利化を求めないところも描くこととなりますので、要らないところは破線や色彩でマスクをかけるなどしていただくこととなります。

○古城座長 そうすると、この自動車の絵で言うと、自動車の前半部分だけが破線で描いてあって、これでは現状は認められないということですね。現状では全部後ろまで、リアまで書かないといけない。それが、今後はこういう形で途中までしか書いてなくてもオーケーになるということですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。こちらの乗用自動車の例ですと、我が国で意匠に係る物品が「乗用自動車」として出願されれば、この範囲で、リアの方までほぼ想像できますので、物品全体まで描かれていなくても許容できるのではないかと思います。先ほどの資料にございましたのペットボトルの一部の部分意匠の例のように、物品全体がイメージできないようなケースですと、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が不特定になってきますので、そういったケースは、意匠が具体的でないとして、今後も拒絶理由対象にならざるを得ないと考えております。

例えば歯ブラシのブラシヘッド部の部分意匠であれば、人間工学的に歯ブラシ全体の大きさはこのぐらいかなと推測ができますので、図面にブラシヘッド部のみが描いてあって、意匠に係る物品が「歯ブラシ」と記載されているケースでは、当該ブラシヘッド部の物品全体における位置・大きさ・範囲が自ずと分かる場合が多いかと思えます。一方、例えば意匠に係る物品を「消しゴム」としまして、図面に角の部分の一部だけが開示されている場合、消しゴムには様々な大きさや形状がある物品ですので、当該部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が導き出せないケースもあるかと思えます。

○古城座長 私の質問が大変長くなって申しわけないんですが、部分意匠の権利範囲の考え方なんですけど、部分意匠の制度が最初にできたころは、部分だけ似ていれば、それで侵害だという考え方ではなくて、裁判所は、どちらかといえば全体の物品の中における位置であるとか大きさを考慮した上で部分意匠が侵害されているかどうかというのを判断するという立場だったと思うんですね。

今回、こういう形で改訂がなされますと、全体における位置であるとか、割合であるとか、そういうのを考慮する余地がなくなってしまう登録意匠が非常にふえてくると思うんです。そういう意味で、裁判例における侵害の部分意匠の権利範囲の考え方ってガラッと変わらざるを得ないというか、審査基準の改訂によって強制的に変えてしまうというか、そのくらいのインパクトがあるんだろうなと思っておりますので、それも含めて、いろいろな角度から検討していただきたいと思っております。

座長が長々としゃべりまして、申しわけございません。

○下村意匠審査基準室長 大変貴重な御指摘、本当に有難うございます。ご質問下さった点は、今回の皆様との事前の意見交換の際にも同様に御質問をいただいた点でございます。今後は部分意匠が物品全体のどの位置にあっても良いということになるんですかとのご質問をいただいたところでございます。その点につきましては、部分意匠に関する法律を改正するということではございませんので、部分意匠の性質や登録要件が従来と異なるものとなることは全く想定しておりません。部分意匠について、物品全体における位置・大きさ・範囲を特定しないものでも良いこととなってしまいますと、急に部分意匠の権利範囲が広がってしまうことになりかねません。今回は単に、図面等の記載要件の緩和を行うということにすぎませんので、くれぐれもそういうことがおきないように、基準案をつくって参りたいと思っております。従来どおり、意匠登録を受けようとする部分の物品全体の中での位置、大きさ、範囲がわかるように描かれているか、あるいはその他の部分が描か

れていなくても、それが物品の性質から特定できる場合だけを登録の対象とし、先ほどのベッドボトルの例のように、位置・大きさ・範囲が分からないときには意匠が具体的でないものと判断していくこととする方向です。そのようにいたしませんと、部分意匠の権利の内容がこれまでと異なるものとなってしまい、急に物品のどの部位にあってもよく、あたかも部品の意匠権のような内容に変容することとなってしまいます。そうなりますと、法律が変わっていないのに権利の内容自体に変化が生じ、訴訟の場において混乱が生じることとなりかねませんので、部分意匠の当該物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が明確であることは、今後も必須の要件であることを基準案の中でも明記して参りたいと思います。

○古城座長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

黒田委員。

○黒田委員 続きなんですけれども、先ほど六面図の中の一図面が欠けていると、明らかに欠けてある部分があるので、それを合図にこれは部分意匠と考えるのかなと思っていたのですが、先ほど全体の意匠が図面の数にかかわらず特定されていれば全体意匠になるようなお話があったような気がしました。例えば、斜視図の2つがあれば、2図でも、もしかして全体が分かってしまうような場合もあるかもしれないなと思いました。そうすると、六面図ではない、たとえ2図であったとしても全体が見えるので、全体意匠と審査官は考えて審査されるかもしれない。でも、ユーザーは公報に部分意匠と書いていなくて、かつ2図しかない場合は部分意匠の扱いかと思ってしまうのではないかと思います。そうすると、ユーザーが「これは何意匠なんだろう」というところが分からなくなってしまうのではないかなと思いました。

○下村意匠審査基準室長 貴重なご意見をどうも有難うございます。

片方の斜視図が平面、左側面、正面、もう一方が底面、背面、右側面というふうに、物品全体の外観が全て表されておりますと、物品全体の形態が開示されたこととなりますので、図の数に関わらず全体意匠となって参ります。ただ、同じ斜視図2図でありましても角度によっては、物品の一部が結局あらわれていない場合もあり得るかと思しますので、その際は、あらわれた部分のみの部分意匠ということになってくるかと思します。

万一、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が不明確になってしまうケースでは、拒絶理由に該当してくる場合もあるかと思っております。

○黒田委員 いずれにしる、ユーザーが、これは部分意匠なんだと分かるような工夫が必要になりそうな気がいたしました。

○下村意匠審査基準室長 先生がおっしゃいましたように、必要図の中で、以上登録を受けようとする部分とそれ以外の部分とが混在し、図面を見てもどこが意匠登録を受けようとする部分なのかが分からないことのないように、よくよく留意して参りたいと思います。

○澤井審査第一部長 私からも補足させていただきます。

座長からの御指摘は、当然のことながら、混乱なきように運用していこうと思っております。これまでと同様、形態が特定できない、あるいは境界が曖昧な場合は当然に拒絶理由が発生いたします。一方で、これまでは誰が見ても形態が特定できるような場合、あるいは境界が明確な場合であっても、拒絶理由を発するなど、少し形式的すぎたのではないかなというケースが見られました。意匠法の1条を見ても創作の奨励ですので、それに資するような運用が必要ではないかなということで、今回こうしたことを提案させていただいております。

いずれにいたしましても、混乱させることのなきよう、基準を徹底いたしますので、御安心いただければなと思っております。

○古城座長 有難うございます。

ほかに何か御意見はありますか。

神田委員からお願いします。

○神田委員 確認ですけれども、10 ページの小物入れの事例を挙げられているかと思いますが、小物入れでもあけ方、ふたのあり方はいろいろあるかと思えます。こちらの事例では開け方が、描かれていないということは権利者も通常の小物入れ、上下で分かれているにすぎないものかと思うんですけれども、例えば月のところが模様ではなくて開閉機構となるものもあり得るかもしれないですね、そういった開示はどこまで省略できるものなのでしょうか。小物入れなので、開かないことには小物入れにはなっていないと思うんです。図面だけでは表現できないものの中にはあると思うんです。それは審査の段階で明確にしてもらえるということによろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘有難うございます。

これまでの審査におきましても、物品の使用法や使用状態が不明なときには、「これはどうやって開けるんですか」とか、「これは、どこが開くのですか」という拒絶理由を

ご通知するケースがあるかと思えます。こちらの事例はシンプルな小物入れでございますけれども、もう少し形が複雑になってきますと、どこが箇所が開くのかも不明なものもあるかと思うんです。そちらについては、今後も、たとえ内側の部分が意匠登録を受けようとする部分と認定することとしても、物品の使用方法等がわからないものについては、今後も拒絶理由の対象とさせていただくことはあるかと思えます。

○神田委員 有難うございます。

○古城座長 ほかにどなたか御意見ございませんか。

○林委員 最後に1点だけ、よろしいですか。

19 ページ目の全体意匠と部分意匠と先願の規定に関する判断についてですが、今までは全体と部分は9条の比較はしなかったということですが、こちらはどのタイミングで施行することになるのでしょうか。事前説明でもお伺いしましたが、施行された日以降の出願に適用ということであれば、そんなに業界はざわざわしないと思います。施行日によっては、今回の改正によって、これまで権利化したものの一部が無効になってしまう可能性が出てくるとしますと少し懸念するところですので、どのようなご予定かを教えていただけますか。

○下村意匠審査基準室長 これまで全体意匠と部分意匠との間で先後願の判断を行わないとしてきました意匠審査基準におきましては、当該運用について、全体意匠と部分意匠との出願方式が異なるということと、意匠の内容が異なるとの2つの理由が記載されております。

今回、部分意匠の欄が必須の記載事項ではなくなりますので、全体意匠と部分意匠という出願の方式が異なるとの理由が一つなくなります。また、全体意匠に近い内容の部分意匠の出願が出てくることを考えますと、2つの理由が両方ともなくなってしまうことも考えられます。よって、部分意匠の欄の記載を不要とするタイミングにあわせて、それ以降の出願については、全体意匠と部分意匠の間でも先後願の判断を行うことを考えております。時期については、このルール変更の後と考えております。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

今日はいろいろな御意見が出ましたが、細部については次回に検討するというところでよろしいですね。今日の意見も踏まえて次回に検討する機会があるということですので、今日のこの点に関する御議論はこの程度にして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

今後の予定について

○古城座長 最後に、今後の予定について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○下村意匠審査基準室長 資料5を開いていただけますでしょうか。こちらを用いて今後の予定について御説明させていただきます。

次回の意匠審査基準ワーキンググループは2018年9月18日の開催を予定しております。本日、皆様から大変貴重な御指摘事項をいただきました。こちらを踏まえた形で基準案を作成させていただきたいと思いますので、次回はそちらについて御審議をいただきたいと思っております。

もう一点は、資料2の(2)ですね、今後検討したい事項として御紹介させていただきました審査基準上の問題点について、こちらもあわせて御検討いただきたいと思っております。

それから、第14回は10月の開催を予定しております。こちらは、今回御検討いただきます内容のお取りまとめがこのときにできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○古城座長 予定については、あと2回あるということで承りました。

今日は、これでやることはおしまいですね。有難うございました。以上をもちまして、第12回意匠審査基準ワーキンググループを閉会させていただきたいと思っております。本日は、お天気の悪い中を御参集いただき、長時間御審議いただきまして、有難うございました。

閉 会